

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分 面積	名称	A地区 約9.0ha [約11.5ha]	B地区 約0.1ha [約10.3ha]	C地区 約0.4ha [約0.4ha]	D地区 — [約0.4ha]	
		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。					
		建築物等の用途の制限	1 倉庫 2 前項の建築物に関する以下の建築物 ① 事務所 ② 自動車車庫 ③ 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に掲げるもの。） ④ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の5の2各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以下のもの（3階以上の部分をそれらの用途に供するものを除く。） ⑤ 守衛所その他これに類する施設の管理上必要な建築物	1 工場又は研究施設 2 倉庫 3 前各項の建築物に関する以下の建築物 ① 事務所 ② 自動車車庫 ③ 保育所（児童福祉法第39条第1項に掲げるもの。） ④ 政令第130条の5の2各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以下のもの（3階以上の部分をそれらの用途に供するものを除く。） ⑤ 守衛所その他これに類する施設の管理上必要な建築物	1 事務所 2 店舗、飲食店、その他これらに類する用途を営む店舗のうち政令第130条の5の3各号に掲げるもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 3 自動車車庫	1 事務所 2 店舗、飲食店、その他これらに類する用途を営む店舗のうち政令第130条の5の3各号に掲げるものの部分をその用途に供するものを除く。) 3 自動車車庫	
	建築物の容積率の最高限度	区域の整備の特性に応じた容積率の最高限度	地区施設が整備された場合 (開発事業の工事の完了の公告があった後) 20/10				
	建築物の容積率の最高限度	区域の公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度	地区施設が未整備な場合 5/10				

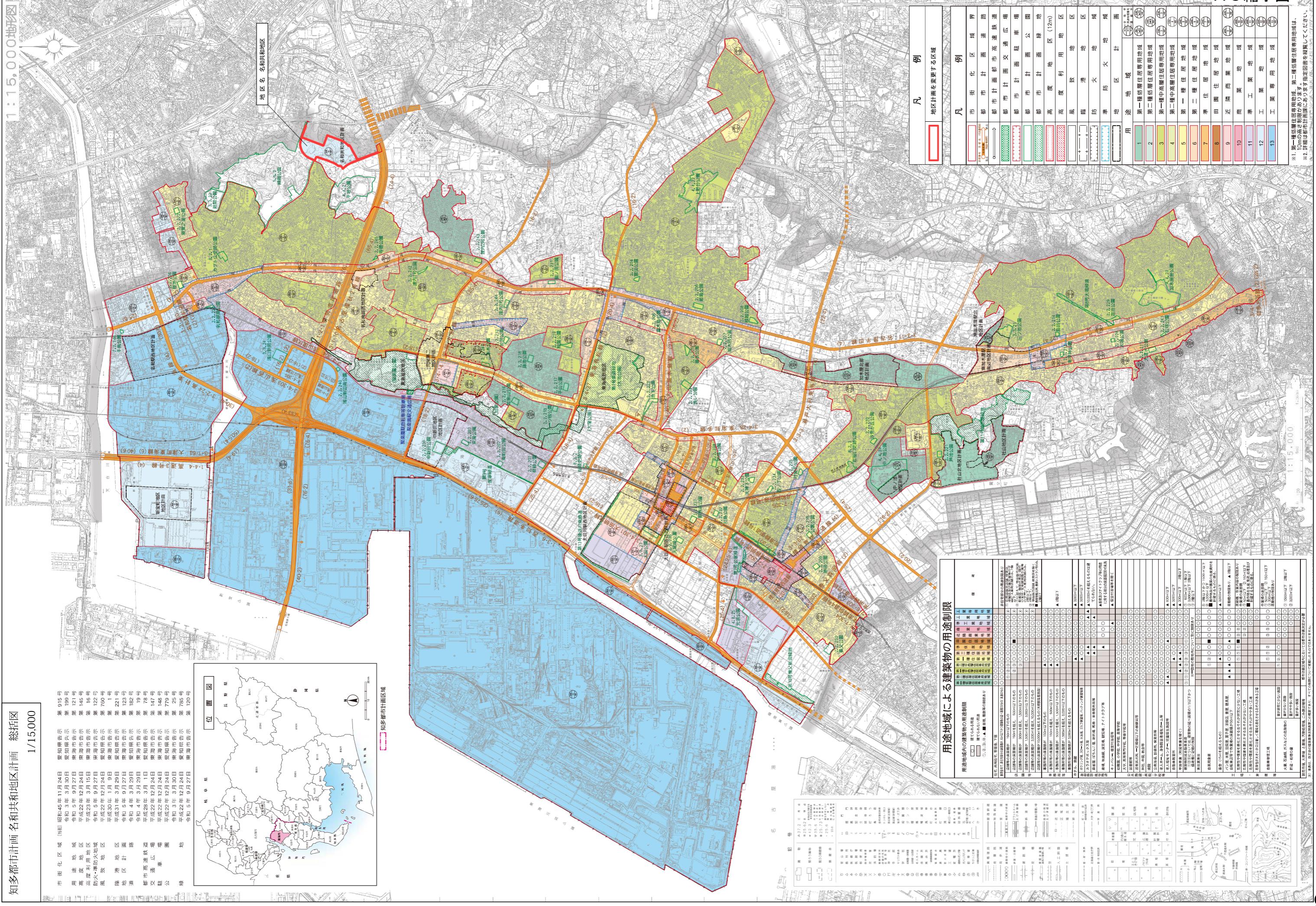
※[]は東海市・大府市を合わせた全域の面積

建築物等に関する事項	建築物の建蔽率の最高限度	<p style="text-align: right;">3／10</p> <p>ただし、開発事業の工事の完了の公告があった後は 6／10とする。</p>		
	壁面の位置の制限	<p>1 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という）までの距離の最低限度は15.0mとする。</p> <p>2 隣地境界線から外壁等までの距離の最低限度は4.0mとする。</p> <p>3 ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 守衛所の用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さ4.0m以下であり、かつ、床面積の合計が100 m²以下であるもの。 ② ①に附属する自動車車庫で軒の高さが4.0m以下であるもの。 		道路境界線及び隣地境界線から外壁等までの距離の最低限度は1.0mとする。
	建築物の敷地面積の最低限度	20,000 m ²	10,000 m ²	—
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>《色彩又は装飾》 建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周囲と調和のとれた落ち着いた色調とする。</p> <p>《設置することのできる屋外広告物》 原則として事務所等の名称を表示するもので自己の用に供するものとし、色彩・表示については、周辺の景観との調和に努めるものとする。</p>		
地区整備計画	土地の利用に関する事項	<p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は伐採してはならない。ただし、次にあげる行為はその限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 間伐等樹木の保全のために通常行われる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 その他市長が認めた行為 	<p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は伐採してはならない。ただし、次にあげる行為はその限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑地2号の出入り口整備のための伐採 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 3 間伐等樹木の保全のために通常行われる樹木の伐採 4 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 5 その他市長が認める行為 	—

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

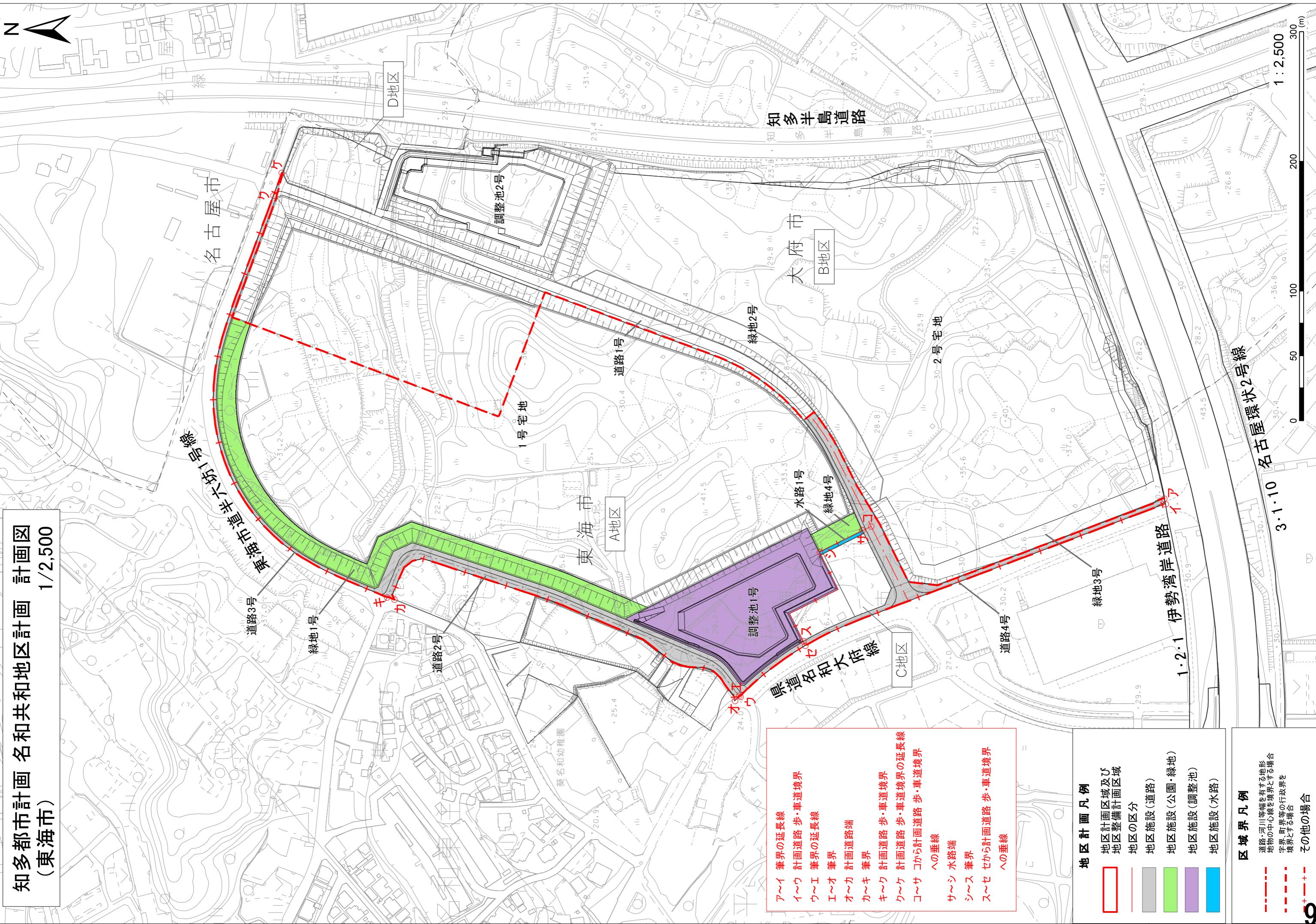
理 由

愛知県道路公社の道路事業により隣接する大府木の山西部工業地区計画の区域が変更されることに伴い、当該地区計画について、面積、地区施設の配置、地区の区分の面積を変更するものである。



知多都市計画 名和共和地区計画 計画図 (東海市)

1/2,500



理由書

【名和共和地区】

1. 変更の概要

主な変更は以下の通りです。

変更前後					備考
変更前	面積		約9.5ha[約22.9ha]		
	地区 施設 の配 置	緑地	緑地3号	—[約0.80ha]	最終決定告示 令和4年10月28日
	地区の区分		B地区	約0.1ha[約10.6ha]	
変更後	面積		約9.5ha[約22.6ha]		
	地区 施設 の配 置	緑地	緑地3号	—[約0.80ha]	緑地3号は配置のみ 変更
	地区の区分		B地区	約0.1ha[約10.3ha]	

※[]は大府市・東海市を合わせた全域の面積

2. 当該都市計画の必要性

愛知県道路公社の道路事業により隣接する大府木の山西部工業地区計画の区域が変更されるため、当該地区計画について面積、地区施設の配置、地区の区分の面積を変更します。